

滋賀県夏の節電クールアクション2015

I 基本方針

1 趣旨

今夏の電力需給の安定に向けては、昨夏同様の節電を着実に実施をしていただくよう県民や事業者の方々にしっかりと呼びかけていく必要があるため、関西広域連合、県内の各市町、関西電力(株)等との協力、連携等を図りながら、節電対策に取り組めます。

2 節電の内容等

関西広域連合の今夏の電力需給対策等を踏まえ、以下のとおりとします。

○ 期間：平成27年7月1日(水)～平成27年9月30日(水)の平日
(8月13日(木)～14日(金)を除く)

○ 時間：9:00～20:00

○ 内容：昨夏同様(平成22年度夏比13%減)の節電の着実な実施
(エアコン28℃設定やこまめな消灯、冷蔵庫の温度設定を弱めるなど、日常の業務や生活の中で実施可能な節電を着実に実施していただくようお願いします。)

3 対策の基本姿勢

(1) 定着した節電取組の推進

県民や事業者のみなさんに、今夏も継続して節電に取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行います。

(2) 県民生活や経済活動の維持

産業活動や病院、福祉施設、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での節電の協力をお願いします。

(3) 高齢者等への配慮

特に高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、熱中症など健康上の支障をおよぼさない範囲での節電をお願いします。

(4) ライフスタイルの転換に向けた取組の推進

省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、継続して節電・省エネに取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行います。

II 取組内容

1 家庭の節電への取組

(1) 家庭への呼びかけ

家庭での節電クールアクションについて、様々な機会をとらえて呼びかけます。

○呼びかけ内容

エアコンの28℃設定、「よしず」などで窓の日差し対策、冷蔵庫の設定を「強」から「中」へ、テレビ等の省エネモード設定などの具体的な節電メニューの提供等により節電対策を呼びかけます。また、節電セミナーの実施や公民館などで過ごす地域でのクールシェアの呼びかけにより、節電行動の実践を促進します。

また、省エネ性能の高い家電製品等への買い換えや住宅の断熱性能の向上など、中長期的な視点での省エネルギーの取組についても呼びかけます。

なお、高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、健康上支障のない範囲で節電をお願いするとともに、熱中症予防の注意喚起を行います。

○呼びかけ手法

項目	内容	備考
節電街頭PR活動の実施	節電要請期間の初日に関西電力(株)滋賀支店と共同で、節電街頭PR活動を実施します。 ・日時：7月1日(水)午前8時から9時 ・場所：JR 石山駅前	関西電力との連携
節電チラシの配布	「みんなで節電アクション(夏のご家庭編)」等のチラシを作成し、配布します。	関西広域連合との連携
一斉ライトダウンの実施呼びかけ	6月22日(月)および7月7日(火)の全国一斉ライトダウン(環境省が提唱)に呼応し、各家庭での実施を呼びかけます。	全国一斉の取組
節電・省エネ提案会の開催	8月7日(金) 節電・省エネ提案会(文化産業交流会館)、8月19日(水) 節電・省エネ提案会(ピアザ淡海)を開催します。	
滋賀プラスワン(7・8月号)に記事掲載	7月1日発行の「滋賀プラスワン」(県内各戸配布)で「節電クールライフ」の呼びかけ記事を掲載します。	
教育しが(7月号)に記事掲載	「教育しが(7月号)」で「節電クールライフ」の呼びかけ記事を掲載(県内の学校等で配布)します。	
地域みっちゃん生活情報誌(7月号)への記事掲載	6月25日発行の「地域みっちゃん生活情報誌」で「夏の節電クールアクション2015」についての記事を掲載します	
滋賀県公式Facebookでの呼びかけ	6月30日(火)、7月17日(金)に「滋賀県公式Facebook」で節電等の呼びかけ記事を掲載します。	
公用封筒への啓発図案等の掲載	県で使用する長3サイズの公用封筒に節電呼びかけの啓発文・図案を掲載する。	

びわ湖放送での番組放送	7月4日(土)放送の「テレビ滋賀プラスワン」で、節電呼びかけを放送します。	
F M滋賀でのお知らせ放送	7月3日(金)放送の「滋賀プラスワン インフォメーション」で、節電呼びかけを放送します。	
マスコミを通じた呼びかけ	節電に関する県の動き等をマスコミに情報提供し、記事掲載等を通じて県民に呼びかけます。	

(2) 節電クールライフキャンペーン

家庭での電力消費量を削減するため、エアコンを消して涼しいところに集まり、家庭や地域で楽しみながら節電に取り組む「節電クールライフ」を呼びかけます。

なお、実施にあたっては、関西広域連合や環境省の「クールシェア」との連携を図るとともに、「公共交通機関の利用」を呼びかけます。

① 県立文化施設における平日の無料開放

家庭のエアコンを消して、県立文化施設に家族そろって出かけていただくよう、平日の無料開放を行います。

期間中、琵琶湖博物館で省エネ・節電について学ぶイベントを開催します。

② 市町立・民間商業施設等への協力依頼

家庭のエアコンを消して、身近な公共施設や民間商業施設等への外出を促進するため、市町立施設や民間商業施設等に対して、節電クールライフキャンペーンへの参加協力を働きかけるとともに、広く周知を図ります。

③ 公共交通機関を利用したお出かけの促進

公共交通機関を利用したお出かけ情報を発信します。

(3) 取組への支援

① 太陽光発電システム設置への補助

個人用既築住宅への太陽光発電システムの設置とあわせて省エネ製品等を購入する取組に対して補助金を交付します。

件数：840 件程度、予算額：46,000 千円

② 関西スタイルのエコポイント事業との連携

CO₂削減効果のある製品・サービス利用者へのエコポイント付与により家庭の省エネ・節電対策を一層促進する「関西スタイルのエコポイント事業」について、広報等を行います。

2 事業者の節電への取組

(1) 事業者への呼びかけ

経済団体、業界団体等の協力を得ながら、様々な機会をとらえて呼びかけます。

○呼びかけ内容

オフィス・店舗等においては、適度な明るさとなるよう照明の間引きや照度の低下等の調整をお願いするなどの呼びかけを行います。

呼びかけにあたっては、分かりやすい節電対策メニューの提供等により節電対策を働きかけます。

また、省エネ性能の高い電気機器等への買い換えや太陽光発電システム等の導入など、中長期的な視点での省エネルギーの取組についても呼びかけます。

○呼びかけ手法

項目	内容	備考
節電チラシの配布	「みんなで節電アクション（夏の産業・業務編）」等のチラシを作成し、配布します。	関西広域連合との連携
一斉ライトダウンの実施呼びかけ	6月22日(月)および7月7日(火)の全国一斉ライトダウン（環境省が提唱）に呼応し、各事業所での実施を呼びかけます。	全国一斉の取組

(2) 取組への支援

① 民間事業者が取り組む節電・省エネ対策への補助等

中小企業等に対して、省エネ診断の支援や個別相談、ピーク対策や省エネに効果的な設備の整備補助を行うことにより、節電・省エネ行動を支援します。

件数：22件程度、予算額：35,000千円

② 省エネ・再生可能エネルギーの導入への融資

中小企業等に対して、自家発電設備および蓄電池の導入を含む省エネ・再生可能エネルギー設備にかかる資金の貸し付けを行うことにより、省エネ・再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

件数：155件程度、総融資枠：1,600,000千円

③ 民間事業者が取り組む事業用再生可能エネルギー等の導入への補助

中小企業等に対して、再生可能エネルギー設備や高度利用技術の設備整備補助を行うことにより、事業所レベルでの再生可能エネルギー等の導入を支援します。

件数：7件程度、予算額：13,000千円

3 県庁の取組

3-1 県庁率先行動

○取組内容

(1) 通年で実施する全庁での徹底した節電対策

① 昼の休憩時間における室内照明の消灯および日中の窓側消灯

② 離席時のパソコンフタ閉じおよび長時間離席時におけるパソコンの電源OFF

- ③ 時間外勤務時における室内照明の不要部分消灯
- ④ 毎週水曜日、毎月 19 日（育児の日）および部局等の独自設定日における定時退庁
- ⑤ その他グリーンオフィス滋賀の環境行動に基づく取組

（2）県庁「クールオフィス」の実践

- ① 夏季の適正冷房（28℃）の実施とこまめな空調管理
- ② 夏のエコスタイルの徹底および地場産品の利用
夏のエコスタイルを徹底するとともに、近江扇子や高島ちぢみ、湖東麻織物などの地場産品の利用も奨励します。
- ③ 庁舎等における省エネの推進
本庁舎の執務室等において省エネ型の電灯に改修するなどにより、省エネに取り組めます。

3-2 電力需要が高い期間における更なる県庁率先行動

昨夏同様の節電の着実な実施

（県庁および地方合同庁舎は平成 22 年度夏と比べて、15%削減を目指します。）

- ※ 時間帯別デマンド値（最大使用電力）を目安とします。ただし、時間帯別デマンド値が計測できない場合等は、電力使用量の削減率を目安とします。
- ※ ライフラインの確保と県民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、事務所衛生基準（照度、温度等）に留意して実施します。

○実施期間

7月1日(水) から9月30日(水)まで

○取組内容

（1）ピーク時を中心とした節電対策

- ① 卓上用スタンドの活用
卓上用スタンド等の活用により、室内照明の不要部分消灯の徹底を図ります。
- ② 廊下の消灯
安全面を考慮しつつ、廊下の消灯を行います。
- ③ エレベータの利用自粛
エレベータの部分運行停止を行います。

（2）消灯の徹底

やむを得ない場合を除き、以下の消灯を徹底します。

- ① 時間外勤務時の消灯
卓上用スタンドの活用などに努め、室内照明の不要部分の更なる消灯を図ります。
- ② 定時退庁日の消灯
毎週水曜日、毎月 19 日（育児の日）および部局等の独自設定日における定時退庁により消灯を実施します。（再掲）
- ③ 「CO2 削減/ライトダウンキャンペーン」の実施
7 月 7 日（火）の 20 時に一斉に消灯します。
（期間前の 6 月 22 日（月）にも実施）

（3）本庁舎電気使用量の見える化の実施

本庁舎の電気使用量を随時、県庁の情報掲示板に掲載し、庁内での節電取組の促進を図ります。

（4）下水道施設における取組

特に電力使用量の多い下水道施設の運転時間のシフト等によるピーク時間帯（13 時～16 時）における使用量削減対策を行います。

（5）浄水場における取組

特に電力使用量の多い浄水場施設における送水ポンプの運転台数の減台等によるピーク時間帯（13 時～16 時）における使用量削減対策を行います。

3-3 需給ひっ迫時のピークカット対策

関西電力㈱の「でんき予報」において電力使用率が 97% 超過が見込まれた場合は、各所属の照明や空調等にかかる更なる節電を実施するとともに、県民や事業者の方々に対して「しらがメール」により一層の節電を呼びかけます。

4 取組結果の公表

節電期間終了後に電力需要の実績や各種取組についてとりまとめ、公表します。

Ⅲ 取組の推進にあたって

市町との連携協力

県民・住民向けの啓発について、県内各市町において工夫を凝らした節電対策に取り組んでおられることから、連携協力して取組を進めます。

電力需給の見通しへの対応

今後、電力需給の状況を踏まえ、必要に応じ検討を行います。